

令和2年度(2020年度)就学支援金のお知らせ

(マイナンバーでの申請・届出書を提出していない方へお知らせしています。)

以下の提出書類のうち「**ウ 課税(非課税)証明書**」については、お住いの市区町村の税担当部署で発行を受けることができますが(有料)、これに加えて、令和2年7月から補足の証明書も必要となるため、発行を受ける際は、**別添の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)の発行について」を市区町村の窓口に提示してください。**

◆ 提出する書類は？ <提出期限：令和2年(2020年)6月30日>

◇ 次の書類を、同封の封筒に入れて事務室へ提出してください。

なお、1は、就学支援金の申請の有無にかかわらず、全員が提出する書類です。

1 就学支援金確認票(課税証明書用)

2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号・その2)

3 令和2年度の課税証明書等(次のア～エに掲げるいずれかの書類)

保護者全員(父母がいる場合は、2人分)の書類が必要です。

なお、配偶者控除が確認できる場合は、配偶者の方の課税証明書等は必要ありません。

ただし、この場合であっても、主に生計を維持する保護者の算定基準額(裏面の計算式参照)が30万2,700円以上の場合は、配偶者の方の課税証明書等(ア～ウ)のいずれかの書類が必要です。

ア 令和2年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー

イ 令和2年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー

ウ 令和2年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の原本又はコピー

エ 生活保護受給証明書の原本(令和2年(2020年)1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの)

※ 「ア 特別徴収税額通知書」については、調整控除の額が確定できない場合があるため、追加の提出書類を求める可能性があります。

◆ 今後の手続き

◇ 毎年7月に課税証明書等をご用意いただき、学校に申請・届出をしていただく必要があります。

【参考：個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出すると・・・】

○ 県教育委員会が個人番号(マイナンバー)を使って税額の確認を行い、対象であるかどうかを審査します。

○ 就学支援金の対象となった方(受給資格が認定された方)は、ご家庭の事情が変わらない限り、**毎年7月の手続きが不要となるので、手続き忘れがなくなります。**

○ 就学支援金の対象とならなかった方(受給資格が不認定となった方)は、ご家庭の事情が変わらない限り、**毎年7月の手続きとして申請書の提出は必要**ですが、課税証明書等をご用意いただく必要がなくなります。

◆ 個人番号（マイナンバー）で申請したい方

- ◇ 高校の事務室にお問合せください。
個人番号（マイナンバー）用の申請・届出書類をお渡しします。

（参考）就学支援金制度とは？

◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇ 対象となる世帯は？

- 年収約 910 万円未満の世帯の方（詳細は以下参照）
- 生活保護を受給している世帯の方

（参考）令和 2 年 7 月分からの判定方法について

- ◇ 年収約 910 万円未満の世帯の方が支給対象となることに変更はありません。

◇ 変更点

- 「課税所得」を基準として判定するようになります。（地方税の「所得割額」から変更）
- ふるさと納税等の寄附金控除等の税額控除により住民税の所得割額が低く抑えられてしまうことの影響がなくなります。

- ◇ 次の計算式（保護者全員分）により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 が 304,200 円未満

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

就学支援金が支給されます

※ （参考）令和 2 年 6 月分までの判定方法

都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（保護者全員分）が 507,000 円未満であれば、就学支援金が支給されます。

（参考）家計急変世帯への支援について（授業料免除）

◇ 家計急変世帯への支援とは？

- 年収約 910 万円以上の世帯のため、高等学校等就学支援金の支給の対象にならず、授業料を負担いただく方で、家計急変（収入の激減）の事由があった場合は、一定の要件を満たせば授業料免除制度の対象になります。
- 詳細は事務室までご相談ください。

問合せ・提出先

〒236-0042 横浜市金沢区釜利谷東 4-58-1

神奈川県立釜利谷高等学校 事務室

電話 045-785-1670（音声案内 5 番）

受付時間 祝日を除く平日 8:30~16:30